

# 生活環境部

## 福祉環境委員会

### 【所管関係資料】

## 11月25日提出

## 【目次】

### 所管事項関係

県民生活課	第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画(素案)について	・・・ 3
環境管理課 八郎湖環境対策室	八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第4期)(案)について	・・・ 4
温暖化対策課	第2次秋田県環境教育等に関する行動計画【中間見直し版】(素案) について	・・・ 5
環境整備課	第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画(素案)について 第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(素案)について	・・・ 6 ・・・ 7
生活衛生課	第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画(素案)について	・・・ 8
自然保護課	森吉山周辺地域の国定公園新規指定について	・・・ 9

# 第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）について

県民生活課

## 計画策定の背景

- 本県は犯罪や交通事故が全国に比較して少なく「安全・安心に暮らせる」県である。しかし、殺人や強盗などの事件や交通死亡事故は依然として発生しており、誰もが犯罪や事故の被害者になる可能性があるのが実状である。
- 県では、平成18年度から4次にわたり、犯罪被害者等を支援するための基本計画を策定し、様々な支援を推進してきた。これまでの成果と課題を踏まえ、今後の取組を更に充実させるため、「第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定する。

## 計画の性格及び期間

- 根拠法令：犯罪被害者等基本法 第5条  
秋田県犯罪被害者等支援条例 第8条
- 性格：犯罪被害者等支援施策の推進の基本的指針
- 計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）

## 計画の推進体制

- 県や市町村、国、犯罪被害者等早期援助団体である（公社）秋田被害者支援センター等、関係機関による連携
- 学識経験者、犯罪被害者等により構成する秋田県犯罪被害者等支援推進会議による施策の実施状況の検証等

## 第4次計画の成果と課題

### 【主な成果】

- 国と連携した「あきた性暴力被害者サポートセンター」における相談体制の強化
- 県警察による「命の大切さ学習教室」の対象拡大

### 【主な課題】

- 関係機関による切れ目がない支援体制の強化
- 犯罪被害者等に対する県民理解の更なる増進



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

## 策定スケジュール

12月～1月	12月議会 パブリックコメント 推進会議（第3回）
令和8年1月	2月議会 計画案の説明
2月	計画の策定・公表

## 第5次計画における「5つの重点課題及び14の基本施策」

### 第1 損害回復・経済的支援

- 1 犯罪被害者等の損害回復に関する支援の周知
  - ・パンフレット、関係機関のウェブサイト等の活用による周知
- 2 経済的支援制度の周知及び迅速な対応
  - ・犯罪被害者等給付金の迅速な支給
  - ・【拡】分かりやすい情報提供ツールの作成及び提供
- 3 居住先の安定確保
  - ・公営住宅への優先入居の充実
- 4 安定的な雇用の継続
  - ・犯罪被害者等のための休暇制度導入の促進

### 第4 支援体制等の整備充実

- 1 各機関・団体における体制の充実
  - ・県・市町村の総合的対応窓口の充実
  - ・【拡】性犯罪被害者等への支援の充実
- 2 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
  - ・【拡】多機関ワンストップサービスの運用による支援の強化
- 3 民間支援団体等に対する援助
  - ・（公社）秋田被害者支援センターへの支援充実
- 4 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
  - ・犯罪被害者等支援コーディネーターの対応能力の向上

### 第2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 精神的・身体的被害からの回復
  - ・子ども・女性・障害者相談センター等の公的機関における相談・支援体制の充実
  - ・学校におけるカウンセリング体制の充実等
- 2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止
  - ・犯罪被害者等の心情に配慮した対応等の推進
- 3 再被害防止等の安全の確保の充実等
  - ・再被害防止措置の推進
  - ・【新】教育・保育等を提供する場における幼児児童生徒に対する性暴力の防止等の推進

### 第5 県民の理解の増進

- 1 各種啓発による県民理解の増進
  - ・【拡】関係機関による県民の理解を促進するための啓発事業の実施
  - ・犯罪・事故発生状況等の情報提供
- 2 学校及び家庭における犯罪被害者等支援に関する取組の充実
  - ・「生命（いのち）の安全教育」の推進及び犯罪抑止教育等の充実
  - ・SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育の推進

### 第3 刑事手続への関与拡充

- 1 刑事手続への関与のための情報提供等の充実
  - ・「被害者連絡制度」等による刑事手続きの周知
  - ・被害の届出や相談に対する適切な対応

# 八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）（案）について

## 計画の位置付け

湖沼法第4条第1項の規定により、都道府県知事が国的基本方針に基づき指定湖沼の水質保全に関し実施すべき施策について定める計画

## 計画期間

令和7年度～16年度（10年間）  
(令和12年度：中間評価)

## 水質の現状

- ・県は平成19年度に第1期計画、平成25年度に第2期計画、令和元年度に第3期計画を策定し、水質保全対策に取り組んだ結果、八郎湖への流入汚濁負荷量が低減するなど、一定の成果を得た。
- ・しかし、水質については代表的な指標であるCODが横ばい、全窒素は上昇、全りんがわずかに減少傾向にある。
- ・各水域で第3期計画の目標値を超過した項目があり、環境基準も依然として全項目で超過している。

## 目指す将来像

八郎湖の長期ビジョン 「恵みや潤いのある“わがみずうみ”」  
<目指す姿>

- 1 農業や漁業など湖にかかる人々に持続的な恵みをもたらす
- 2 水遊びや遊漁など子どもから大人までが潤いに包まれる
- 3 鳥や魚や植物など多様な生き物が命を育む

## 策定方針

- ・第4期計画では、生活排水等の発生源対策やアオコ対策、湖内浄化対策を継続するとともに、特に農地からの排水負荷削減に効果的な水質保全型農業等について一層の拡充を図る。
- ・面発生源負荷の割合が約9割と大きい八郎湖では、対策の効果把握に時間を要するため、計画期間を10年に延長し、中長期的に把握するとともに、生態系の多様性や健全性を含めて対策・評価を行う。

## 水質目標値

単位:mg/L

項目	水域	目標値 (令和16年度)	現況値 (令和6年度)
COD (75%値)	調整池	7.1	7.4
	東部承水路	7.8	8.7
	西部承水路	9.7	11
全窒素	調整池	0.84	0.82
	東部承水路	1.1	1.4
	西部承水路	1.2	1.1
全りん	調整池	0.065	0.076
	東部承水路	0.072	0.10
	西部承水路	0.062	0.070

## 第4期計画期間中の主な対策

### 水質保全

#### ○下水道等の整備と接続率の向上

生活排水の適正処理を図るために、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などを促進する。

#### ○工場・事業場の排水対策

八郎湖流域の工場・事業場から排出される汚濁負荷量を削減するため、立入検査等を実施し、排水基準の遵守を徹底する。

#### ◇水質保全型農業の一層の推進

代かき後の濁水流出を軽減するため、浅水たん水管理、無代かき移植栽培、無落水移植栽培、乾田直播栽培等への農法転換の取組拡大を推進し、水質保全型農業の普及促進を図る。

#### ◇国営かんがい排水事業と連携した農地排水負荷削減対策の推進

中央干拓地において実施されている「国営かんがい排水事業八郎潟地区」と一層緊密に連携して水質保全対策に取り組む。

#### ○西部承水路の流動化促進

東部承水路の比較的良好な水を西部承水路に導水し、流動化を促進することにより水質改善を図る。

#### ○漁業等による窒素、りんの回収

ワカサギやシラウオなどの漁による漁獲及びブラックバスなどの外来魚やコイなどの未利用魚を捕獲することにより、窒素、りんの回収を図る。

### ○アオコ対策

住民への悪臭等の被害が生じないよう、八郎湖及び流入河川におけるアオコ監視体制を維持するとともに、河川への遡上防止用フェンスや抑制装置の設置等の対策を実施する。

### ○流域の森林整備

植栽、下刈り、間伐等の森林整備を着実に推進することにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、良好な河川水の安定的な供給を図る。

### ○大潟村における流出水対策の推進

湖沼法の規定により「流出水対策地区」に指定されている大潟村において、流出水対策推進計画に基づく対策を実施する。

### 生態系保全

#### ◇湖岸の多様な生態系保全機能の構築

良好な自然環境の形成による湖岸の機能構築に向けた対策を強化する。

### ○流入河川対策

河川環境整備や河川清掃等を推進する。

#### ◇底質の持続的な改善への取組

湖底耕うん等により底質を改善し、底生動物の回復や魚類の生息・繁殖環境の改善を行い、生態系の回復を図る。

#### ◇湖沼生態系健全性の調査研究、指標化の検討

### 魅力向上

#### ◇親水性の向上

湖岸の雑木伐採やクリーンアップ等により親水性の向上を図る。

#### ○地域住民等との協働の取組の推進

八郎湖をフィールドに活動する団体等が自由な意見交換を行う場を設けるなど、多様な主体の連携・協働の取組を促進する。

#### ◇生態系サービスの経済的評価方法の検討

八郎湖が有する生態系の恵みを持続的に利用していくため、経済的価値として評価する方法を検討する。

### 情報発信

#### ◇県民に分かりやすい情報発信手法や指標化の検討

#### ○啓発活動・環境学習の実施

### 調査研究

#### ○公共用水域の水質等の監視

指定地域内の公共用水域の水質を的確に把握するため、定期的な水質の監視、測定を実施する。

#### ◇汚濁メカニズムの研究等

高濃度りん湧出水対策、水質形成機構解明に向けた基礎調査、局所的な灌地地形による影響把握と対策検討等を実施する。

# 第2次秋田県環境教育等に関する行動計画【中間見直し版】（素案）の概要

温暖化対策課

## 基本的な考え方

【策定の趣旨】環境教育や環境保全活動等を推進し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人の育成を図る。

【計画の位置づけ】環境教育等促進法第8条の規定に基づき、国の基本方針を勘案して策定する、県の環境教育等の推進に関する計画

第3次秋田県環境基本計画における環境教育、環境学習に係る施策を具体化する個別計画

【計画期間】令和3年度～12年度（10年間） ※中間見直し版は令和8年度～12年度（5年間）

## 策定スケジュール

R7年12月 12月議会【計画素案の説明】

パブリックコメント（～1月）

R8年2月 第4回環境教育等推進協議会

2月議会【計画案の説明】

3月 計画策定・公表

## 見直しのポイント

環境教育等促進法に定められた国的基本方針の変更（令和6年5月）や、環境教育等を取り巻く状況の変化を踏まえた中間見直しを実施

## 国の基本方針

- ・環境保全活動 大人や子ども、家庭、民間団体、事業者等のあらゆる主体による自発的な取組の推進
- ・環境教育 ESD※1の考え方を踏まえた、知識の習得と行動変容の促進
- ・協働取組 中間支援機能※2を軸とした、多様な主体による協働プロセスの構築

## 現状と課題

- ・環境学習に関する事業への参加に地域差が見られる。
- ・地域において環境活動を支援する人材の高齢化等により、人材（後継者）の確保が難しい。
- ・事業者など多様な主体が地域における環境教育に関わっていくことが求められている。
- ・学校におけるESDの考え方に基づいた環境教育の重要性が高まっており、教職員への支援が求められている。

※1：環境問題等の社会課題を自分ごととして考え、行動する力を育む教育

※2：地域の支援機関が担う、各主体における環境活動の実践をサポートする機能

## 管理指標

施策の柱	指標名	指標値	
		現状	最終年度(R12)
柱1	こどもエコクラブ会員割合 <県内の幼稚園(3歳)から高校生の人数に占める、こどもエコクラブの会員の割合>	4.9%(R6)	5.0%
	SDGs講師派遣件数 <SDGsと環境をテーマに学校へ講師派遣を行った件数>	12件(R6)	18件 (うち新規8件)
柱2	地域で環境教育活動の支援等に取り組む団体数	-	8団体以上
柱3 柱4	あきたエコフェス来場者数	28,000人 (H23-R6平均)	28,000人

## 目指す姿

持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人の育成

## 推進する施策



### 柱1 環境学習の機会・場づくり

#### 【施策目標】

地域の資源を十分に活用し、人口減少下にあっても、より多くの県民に学びの場と機会を提供する。

#### 【取組の方向性・主な取組】

- 地域の特色を生かした教育活動の推進
- 体験を伴う環境学習の場として、社会教育施設や事業者の施設、自然公園等の有効活用
- 少子化を前提とした環境学習の機会の維持・改善
- 【拡】民間団体等が提供する環境学習プログラムや地域の人材に関する情報提供による、新たに環境教育に取り組む学校の拡大
  - ・気候変動や環境保全等をテーマとした環境教育を行う講師の派遣



【環境教育の授業の様子】



### 柱3 情報の発信・提供

#### 【施策目標】

環境保全及び環境学習に係る情報を求める人に適切に伝わる工夫を行う。

#### 【取組の方向性・主な取組】

- 環境教育の実施主体に向けた必要な情報の提供
- 地域で実施されている環境保全活動の周知、優れた取組の顕彰
- 【拡】関係機関との連携による、環境活動の実践に役立つ情報の効果的な発信
  - ・環境分野を含む様々なイベント等と連携した、環境配慮行動を促す情報発信



【環境大賞 表彰式】



### 柱2 人材の育成・活用

#### 【施策目標】

学校等・地域において環境教育を担う人材を育成し、活躍機会をつくる。

#### 【取組の方向性・主な取組】

- 環境教育を担う人材の養成・スキルアップ、活動しやすい環境の整備
- 【拡】研修等に参加する機会づくりや、中間支援組織等の活用に向けた支援
  - ・学校等における環境教育の充実に係る手法や好事例等の共有
- 【新】事業者や学生等が担い手となる持続的な人材確保
  - ・地域で地球温暖化防止活動推進員等として活動する新たな人材の確保



【あきた白神認定ガイド  
新規認定講習】



### 柱4 各主体の連携・協働取組の推進

#### 【施策目標】

多様な主体が連携・協働した環境保全活動や環境教育等の取組を強化する。

#### 【取組の方向性・主な取組】

- 身近な地域や自然等をフィールドとする各主体が連携した取組の推進
- 活動の周知や情報交換の機会提供による民間団体等のつながりの拡大
- 【拡】業界団体等の多様な主体の参加促進
  - ・活動や学びの場を提供する事業者と連携した、地域における環境教育の充実
- 【新】地域ESD活動推進拠点※3等の活用による連携取組の充実と、学校等における環境教育の質の向上と教職員の負担軽減の両立
  - ・環境教育の実践を支援する学習プログラム等についての情報提供



【あきたエコフェス  
会場風景】

# 第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画(素案)について

環境整備課

## 計画の背景と策定の趣旨

- 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」を受け、本県においても「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、各種の施策を推進してきた。
- 現状として、ごみ排出量の削減や一般廃棄物のリサイクルの推進等の課題があるため、引き続き廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を進めていく必要があるほか、循環経済への移行促進等の新たな視点への対応が求められている。
- 今年度末の現行計画の期間満了に伴い、県内の情勢や国の動向を踏まえつつ、新たな視点や課題等に対応するため、「第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定する。

根拠法令

循環型社会形成推進基本法第10条  
廃棄物処理法第5条の5

## 現状と課題

### 第4次計画の取組状況からみた課題

- ・県民1人1日当たりのごみ排出量が全国平均よりも多い状況となっており、発生抑制対策が必要  
(令和5年度: 957g/人・日、全国平均: 851g/人・日)
- ・一般廃棄物のリサイクル率が全国平均よりも低い状況となっており、資源循環に係る取組の促進が必要  
(令和5年度: 13.6%、全国平均: 19.5%)

### 社会情勢の変化からみた課題

- ・循環経済への移行促進に向けた「3R+Renewable(再生可能資源への転換)」の取組の推進と新たな資源循環の創出が課題
- ・近年大きな問題となっている海洋プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減に向けた意識向上を促すための広報啓発の推進が課題
- ・人口減少が進む中で安定的なごみ処理体制を確保するための広域化・脱炭素化に向けたごみ処理施設の整備が課題

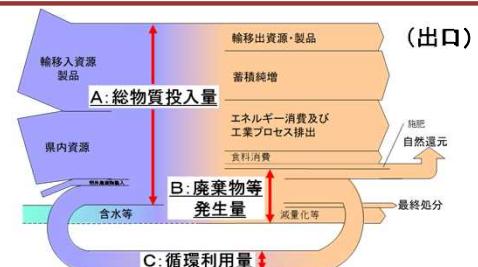
## 目標(令和12年度)

(入口)

### ○ 基本目標：循環利用率

	現状(R5)	目標値(R12)
入口側	13.6%	16.4%
出口側	43.1%	47.9%

※ 入口側: 総物質投入量に占める循環利用量の割合(C/A)  
出口側: 廃棄物等発生量に占める循環利用量の割合(C/B)



## 基本理念

全員参加で  
環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築

秋田県が目指す循環型社会の姿

循環を基調としたライフスタイル  
が定着した社会

環境を理念に据えた事業活動  
が展開される社会

適正な資源循環のための基盤が  
構築された社会

役割分担とパートナーシップに  
より創られる持続可能な社会



## 策定スケジュール

12月議会	計画素案の説明
12~1月	パブリックコメント、市町村意見照会
令和8年1月	有識者検討会(第3回)
2月議会	計画案の説明
3月	環境審議会環境保全部会諮詢・答申、計画の策定・公表

## 計画の4つの柱

### 1 家庭における環境を意識した行動の定着

- (1) 生活系ごみの3Rの推進
  - ・ 2R(リデュース、リユース)の促進に向けたライフスタイルの転換
  - ・ 家庭での分別の取組の強化
  - ・ リサイクルの取組の促進
- (2) 環境に関する教育や学習等の推進
  - ・ イベント開催等による3Rの普及啓発活動の展開
  - ・ 海岸漂着物等問題に係る環境教育を通じた普及啓発

### 2 事業活動における循環経済への移行促進

- (1) 環境に配慮した事業展開に向けた取組
  - ・ 事業所における3Rの取組の推進
  - ・ 優良な事業者の利用の推進
  - ・ グリーン購入等の促進
- (2) 循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓
  - ・ 循環型社会ビジネスによるリサイクル産業の振興
  - ・ 2Rの取組促進につながるビジネスの振興
  - ・ リサイクル製品の販売促進
  - ・ 【拡】新たな資源循環の創出に向けた取組の推進

### 3 廃棄物処理体制の確保

- (1) 適正処理のための基盤構築に向けた取組
  - ・ 【拡】ごみ処理の広域化・脱炭素化に向けた施設整備の促進
  - ・ 将来の廃棄物処理を担う人材の育成
  - ・ 生活排水処理の広域共同化と汚泥の利活用の推進
  - ・ 産業廃棄物処理施設の整備
  - ・ 災害廃棄物対策
- (2) 適正処理の推進のための取組
  - ・ 有害廃棄物の適正処理の推進
  - ・ 不法投棄対策

### 4 協働による課題への統合的な取組

- (1) プラスチックごみ対策の推進
  - ・ 家庭でのプラスチックごみ削減への取組
  - ・ プラスチックごみに関する知識の普及啓発
  - ・ 使用済みプラスチックの循環利用の推進
  - ・ 海ごみ・海岸漂着物等への取組
- (2) 食品廃棄物対策の推進
  - ・ 食品廃棄物削減のための各主体が連携した取組
  - ・ 食品ロスに関する知識の普及啓発

## ○ 基本目標の達成に向けた数値目標

	現状	目標値(R12)
一般廃棄物	県民1人1日当たりのごみ排出量 最終処分量	957g(R5) 3万2千トン(R5)
産業廃棄物	排出量 最終処分量	236万9千トン(R6) 41万5千トン(R6)
		900g 2万7千トン
		235万8千トン 37万4千トン

# 第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(素案)について

環境整備課

第4次計画策定の趣旨	計画の位置付け	策定スケジュール
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋田県内の海岸には、多くのごみ等が漂着し、海岸の景観や周辺の環境に大きな影響を与えている。また、近年、海洋に流出するプラスチック類が生態系に与える影響等について関心が高まり、世界全体で取り組むべき課題となっている。</li> <li>○ 今年度末の第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の期間満了に伴い、現状の課題に的確に対応するため、「第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定する。</li> </ul>	海岸漂着物処理推進法第14条 第1項に基づく都道府県計画  <b>計画期間</b> 令和8年度～12年度 (5年間)	12月議会 計画素案の説明 12月 パブリックコメント 令和8年 1月 第3回秋田県海岸漂着物対策推進協議会 2月議会 計画案の説明 3月 計画の策定・公表

## 現状と課題

### 第3次計画の取組状況からみた課題

- 年間を通じて発生する海岸漂着ごみ等への対応

- ・ 年間を通じ、多くのごみ等が漂着し、その対応が課題

重点区域の回収実績	R3	R4	R5	R6	
回収実績	t	413.9	553.9	630.3	822.5
実施距離(累積)	km	88.6	83.4	89.2	122.9

※重点区域22区域 海岸延長 約145km 県海岸総延長 約264km

### 内陸部での発生抑制

- ・ 陸域で発生したごみが河川を通じて海岸に漂着していると考えられるため、内陸部での発生抑制が課題

海岸に漂着したペットボトルのうち日本語表記のペットボトルの割合(%)	R3	R4	R5	R6
	42.5	50.0	41.0	27.3

※「秋田県海岸漂着ごみ組成調査」より

### 社会情勢の変化からみた課題

#### ○ プラスチック等人工物の海岸漂着物の発生抑制

- ・ 海洋に流出するプラスチック類が生態系に与える影響等への関心が高まり、発生抑制について、世界全体で取り組むべき課題となっている。

#### ○ 漂流ごみ等への対応

- ・ 船舶の航行の障害や漁業の支障となる漂流ごみ等が問題となっている。

## 目指す姿

### 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全

## 計画目標

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 指標  | 春の全県一斉クリーンアップ活動に参加した県民の割合 |
| 目標値 | 毎年度、4月1日現在の県人口の9%以上       |

## 計画の主要な取組

### 1 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

#### ○【拡】重点区域における円滑な回収・処理の推進

- ・ 海岸管理者等による処理(重点区域 22区域→24区域)

#### ○漂流ごみ等の回収・処理の一層の推進

- ・ 漁業者等との連携による漂流ごみ等の回収・処理

### 2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進

#### ○海岸漂着ごみ組成調査による実態の把握

- ・ 海岸漂着物等の組成調査の実施

#### ○内陸部を含めた全県での環境美化活動の推進

- ・ あきたクリーン強調月間等の環境美化活動の継続的な実施

#### ○ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施

- ・ 環境監視員による監視活動の実施
- ・ 不法投棄監視カメラの設置

#### ○ごみの減量化・再資源化を目指す3Rの取組の推進

- ・ 3Rに関する県内先行事例の紹介
- ・ 環境イベントを通じた3Rや適正処理の広報啓発の実施

### 3 環境教育及び普及啓発の推進

#### ○イベントや広報媒体を活用した情報の発信

- ・ 小学生を対象にした海洋環境体験学習イベントの開催
- ・ 動画等を活用した海岸漂着物等広報啓発資料の提供

#### ○【拡】海洋プラスチックごみ問題等に関する環境教育の推進

- ・ 広報啓発動画及びイベント等による海洋プラスチックごみ問題等の周知
- ・ 海岸漂着物対策に関わる活動を行う団体と連携した海洋プラスチックごみ問題等の広報啓発活動

### 4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

#### ○海岸漂着物対策推進協議会での関係者間の情報交換及び連絡調整

- ・ 地域計画の策定、変更の協議
- ・ 関係各主体の事業計画や事業実績に関する情報共有

#### ○多様な主体(海岸管理者、市町村、漁業関係者、民間団体等)の役割分担に基づいた対策の実施

- ・ 海岸漂着物処理推進法に定められた各主体の相互協力及び連携

# 第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画（素案）について

生活衛生課

## 計画策定の背景(経緯)

- 食品の虚偽表示や無登録農薬の使用など、相次ぐ食品の安全を巡る問題や、食に対する安全・安心を求める声の高まりを受け、平成15年「食品安全基本法」が制定。
- 県では、平成16年「秋田県食品の安全・安心に関する条例」の制定とともに、「第1次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」を策定。今年度で第4次計画が満了となる。

## 計画の趣旨(位置づけ、性格)

- 秋田県食品の安全・安心に関する条例第7条第1項の規定により策定。
- 安全性確保に関する事項については、県が策定する他の計画と整合を図る。

## 計画期間

令和8年度～令和12年度  
(5年間)

## 主な課題

- 食品の安全性の確保のためには、生産から消費にいたる各段階での取組が重要であり、食品関係事業者が自ら行う衛生管理の一層の推進のための支援体制の整備が求められる。
- 食に対する信頼性の確保のためには、食品の安全に関する提供情報の充実が必要である。

## 目標 食品の安全性と食品に対する消費者の信頼性の確保

### 基本目標及び第5次基本計画中の主な施策

#### 基本目標 第1 生産から消費に至る食品の安全性の確保

##### 1 生産段階における安全性の確保

- 【拡】土壤汚染対策の推進

米のカドミウムの基準値に対応した汚染地域での湛水管理を徹底するほか、全県域でカドミウム低吸収品種の導入を進め、安全な秋田米の生産流通を確保する。

- 農薬・肥料・動物用医薬品・飼料の適正使用の指導

生産者等に対して農薬等の適正使用の指導を行い、安全な農畜産物の生産を図る。

##### 2 製造・加工段階における安全性の確保

- 【拡】食品関連事業者によるHACCPに沿った衛生管理の推進

食品衛生推進員による巡回活動を推進し、営業者の衛生管理の向上を図ると共に、HACCPに基づく衛生管理の導入を支援する。

- 【拡】飲用水の安全性の確保

水道事業者に対しPFOS及びPFOA等の水質基準などの遵守を徹底するよう指導する。

##### 3 流通・販売段階における安全性の確保

- 県内流通食品等の安全検査

食中毒菌、食品添加物等の検査や、と畜検査・食鳥検査及び精密検査を実施する。

##### 4 消費段階における安全性の確保

- 食品の安全性・食品衛生に関する知識の普及促進

家庭での食品による健康被害の発生を防ぐため、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を行う。

#### 基本目標 第2 食品に関する正確な情報の提供

##### 1 食品表示の適正化の推進

- 適正な食品表示の徹底

食品関連事業者等を対象としたセミナー等の開催及び食品表示に係る一斉取締りを実施する。

##### 2 トレーサビリティシステムの構築

- 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの構築

県内の主要農畜産物の品質を保証し信頼性向上を図るため、生産履歴を明らかにするトレーサビリティシステムの構築に向けた取組を推進する。

##### 3 健康影響に関する情報の提供

- 【拡】食品による健康被害発生予防情報提供の推進

食品による健康被害の発生を防ぐため、Webサイトや新聞・テレビ等に加えてSNSやYouTube等を活用し、情報提供を行う。

#### 基本目標 第3 生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立

##### 1 情報の共有・相互理解の推進

- 生産者、食品関係事業者、消費者間の相互理解を図るため、食品の安全・安心に関する情報共有や意見交換の場の提供

##### 2 食育の推進

- 「第5期秋田県食育推進推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進

##### 3 地産地消の推進

- 農林水産物の生産現場に対する消費者の理解の深化及び学校給食等への県産農畜水産物の利用促進

##### 4 認証制度の普及

- 県産農林水産物及び県産食品の品質の高さなどを保証する各種認証制度の普及促進

## 計画の推進体制

- 計画の達成に向け、「食品の安全・安心のためのアクションプラン」に達成数値目標を掲げ、取組を推進し、達成状況や実施結果を公表する。

- 消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者で構成される外部委員会「食品安全推進委員会」において、事業の実施状況等を報告し、意見を求めるとともに、反映させるよう努める。

## 策定スケジュール

- 12月議会 計画素案の説明  
12月 パブリックコメント  
令和8年  
2月議会 計画案の説明  
3月 計画の策定・公表



# 森吉山周辺地域の国定公園新規指定について

自然保護課

## 1 経 緯

環境省は、令和5、6年度に国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の資質調査を実施し、森吉山周辺地域を新たな国定公園として指定する資質があるとの調査結果内容について、令和7年6月30日に開催された関係市町村に対する報告会において公表した。

## 2 北秋田市における対応

### ○ 報告会の開催

調査結果報告会を2回開催し、地元住民等へ調査内容を説明。

- ・ 令和7年10月10日北秋田市阿仁公民館（50人）、10月11日北秋田市交流センター（43人）
- ・ 概要：質問は多数あったが、特段の反対意見は無し

### ○ アンケートの実施

ウェブサイトに環境省調査結果報告書を掲載し、市民意見アンケート調査を実施。

- ・ 調査期間：令和7年10月22日～31日
- ・ 回答結果：5人が回答（賛成3件、反対2件）

### ○ 北秋田市議会での説明

11月13日、北秋田市長は市議会議員全員協議会において、次の事項を表明。

- ・ 国が示した方針を尊重し、森吉山周辺地域の国定公園化に向けて取り組んでいくこと
- ・ 今後、県に対し国定公園の新規指定について要望すること

## 3 今後の対応（予定）

県としても、北秋田市の意見や地元住民等の意向を踏まえ、環境省や北秋田市と連携し、森吉山周辺地域の国定公園新規指定に向けた取組を進めていく。

令和8年3月 北秋田市の意向を踏まえた県としての意思表示（県→環境省）

4月 具体的な指定範囲の検討等を開始

令和9年3月 環境大臣に対し、国定公園新規指定についての申出

令和9年度中 環境大臣による国定公園指定告示